

頁	行	修正前				修正後				備考
							置の実施に必要な通信に対する防災関係機関からの要請による優先的な対応			指定公共機関の追加に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		東邦ガス株式会社	(略)	(略)	(略)	東邦ガス株式会社(東邦ガスネットワーク株式会社を含む。以下同じ。)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
21	4	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強い防災体制の確立</p> <p>第1節 防災活動体制の整備</p> <p>3 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>				<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強い防災体制の確立</p> <p>第1節 防災活動体制の整備</p> <p>3 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p><u>また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努め、災害対応の検</u></p>				対策の追加

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>また、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 広域応援・受援体制の整備 (1)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況 (資料5-1～94)</p>	<p><u>証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、</u> <u>平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 広域応援・受援体制の整備 (1)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況 (資料5-1～101)</p>	表記の整理
25	26	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制の整備 (1)、(2) (略) (3) 有線通信施設 ア 災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社名古屋支店、中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所及び東邦ガス株式会社春日井営業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制の整備 (1)、(2) (略) (3) 有線通信施設 ア 災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社<u>東海支店</u>、中部電力<u>パワーグリッド株式会社春日井営業所</u>及び東邦ガス<u>ネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所</u>との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。</p>	表記の整理
29	29	<p>第4節 消防救急体制の整備</p> <p>1 大規模火災における消防体制の整備 (略) 資料 「様式・資料集」防火対象物件数（資料1-9）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 危険物施設の予防対策 (1)、(2) (略) (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質</p>	<p>第4節 消防救急体制の整備</p> <p>1 大規模火災における消防体制の整備 (略) (削除)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 危険物施設の予防対策 (1)、(2) (略) (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		ア、イ (略) ウ (略) <u>資料 「様式・資料集」 石油類等大量保有事業所</u> <u>(資料1-5)</u> <u>毒物及び劇物保有事業所</u> <u>(資料1-6)</u> <u>高圧ガス大量保有事業所</u> <u>(液化石油ガス) (資料1-7)</u> <u>放射性物質保有事業所</u> <u>(資料1-8)</u> 4、5 (略) 6 道路災害対策 (1)~(3) (略) <u>(追加)</u>	ア、イ (略) ウ (略) <u>(削除)</u> 4、5 (略) 6 道路災害対策 (1)~(3) (略) <u>(4) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備</u> <u>市、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、</u> <u>大規模道路災害に発展するおそれのある山(崖)くずれなど</u> <u>の事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び</u> <u>道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。</u>	表記の整理 対策の追加
38	1	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)~(4) (略) (5) 通信量の増加抑制 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1)~(4) (略) (5) 通信量の増加抑制 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	表記の整理
38	30	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) (略) (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 ア 児童等に対する防災教育 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) (略) (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 ア 児童等に対する防災教育 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。</p> <p><u>さらに、市及び国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p>	対策の追加
43	1	<p>第4節 防災ボランティアとの連携</p> <p>1 連携協力体制の推進 （略）</p> <p>市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>第4節 防災ボランティアとの連携</p> <p>1 連携協力体制の推進 （略）</p> <p>市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度</u>、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	表記の整理
48	9	<p>第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策</p> <p>5 情報連絡体制</p> <p>要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生委員、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>6、7 （略）</p> <p>8 社会福祉施設等における対策</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>資料 「様式・資料集」災害における要援護者等の受入に関する協定書（資料5－<u>61</u>）</p> <p>9 要配慮者利用施設に係る災害対策 （略）</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。</p>	<p>第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策</p> <p>5 情報連絡体制</p> <p>要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生委員・<u>児童委員</u>、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>6、7 （略）</p> <p>8 社会福祉施設等における対策</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>資料 「様式・資料集」災害における要援護者等の受入に関する協定書（資料5－<u>68</u>）</p> <p>9 要配慮者利用施設に係る災害対策 （略）</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区など土砂災害の危険<u>区域</u>等に所在する要配慮者利用施設を調査し、把握する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
50	20	<p>第6節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 マニュアルの作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(6) 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「<u>屋内安全確保</u>」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（「警戒レベル5」）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること</p> <p>(7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</p>	<p>第6節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 マニュアルの作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報、<u>土砂キキクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(6) 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「<u>緊急安全確保</u>」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（「警戒レベル5」）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること</p> <p>(7) 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
57	2	<p>第3章 災害に強い都市の形成</p> <p>第1節 防災まちづくりの推進</p> <p>2 宅地等の安全対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土石流<u>危険溪流</u>等の災害防止</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>危険箇所の保全対策</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 治山対策</p>	<p>第3章 災害に強い都市の形成</p> <p>第1節 防災まちづくりの推進</p> <p>2 宅地等の安全対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土石流等の災害防止</p> <p>(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 治山対策</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</p> <p><u>(6)~(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア、イ (略) ウ 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>エ (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> ため池 (略) また、防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。 <u>資料 「様式・資料集」土石流危険渓流(資料1-2) 急傾斜地崩壊危険箇所・危険区域</u></p>	<p>山地災害危険地区など土砂災害の危険区域等に所在する、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。</p> <p><u>(5)~(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア、イ (略) ウ 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</p> <p>エ (略) <u>オ</u> 市長の助言・勧告 <u>市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p> <p><u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> ため池 (略) また、防災重点農業用ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。 <u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																														
		<p>(資料1-3) <u>山地災害危険地区</u> (資料1-4)</p> <p>(12) 空き家等の安全対策 (略) 危険箇所等の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険地区、危険箇所等の名称</th> <th colspan="2">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危険地区</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危険箇所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>3 文化財の保護 (追加)</p> <p>(1)~(6) (略)</p>	危険地区、危険箇所等の名称	定義		山地災害	(略)	(略)	危険地区	(略)	(略)	土砂災害	(略)	(略)	危険箇所	(略)	(略)	<p>(11) 空き家等の安全対策 (略) 危険地区の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険地区の名称</th> <th colspan="2">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危険地区</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」土砂災害警戒区域(土石流) (資料1-2) <u>土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)</u> (資料1-3) <u>山地災害危険地区</u> (資料1-4) <u>土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設(土砂災害警戒区域内施設)</u> (資料1-11)</p> <p>3 文化財の保護 (1) <u>文化財の保存(保管)状況の把握</u> <u>県がクラウド上に作成した「文化財レスキュー台帳」により共有する。</u> (2)~(7) (略)</p>	危険地区の名称	定義		山地災害	(略)	(略)	危険地区	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
危険地区、危険箇所等の名称	定義																																	
山地災害	(略)	(略)																																
危険地区	(略)	(略)																																
土砂災害	(略)	(略)																																
危険箇所	(略)	(略)																																
危険地区の名称	定義																																	
山地災害	(略)	(略)																																
危険地区	(略)	(略)																																
(削除)	(削除)	(削除)																																
	(削除)	(削除)																																
64	7	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設 (1)、(2) (略) (3) 河川等 ア~カ (略) キ <u>水災害連携の連絡会・協議会</u> (ア) <u>洪水予報連絡会</u> <u>県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整</u></p>	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設 (1)、(2) (略) (3) 河川等 ア~カ (略) キ <u>水災害連携の連絡会・協議会</u> (ア) <u>土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議</u> <u>水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「水防災意識社会」の再構築を目的に、国や県、流域市町村やその他の構成員は、円滑かつ迅速な避難、的確</u></p>	<p>庄内川洪水予報連絡会、庄内川水防連絡会を実質的に統</p>																														

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。</p> <p>また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。</p> <p>(イ) <u>大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</u> 水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</p> <p>ク 洪水浸水想定区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を行う河川又は水位情報を周知する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p> <p>ケ、コ （略）</p> <p>サ 浸水想定区域における措置 (ア) 市地域防災計画に定める事項 （略） a～c （略） d 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>e （略） (イ) （略）</p>	<p><u>な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減に取り組む。</u></p> <p>(イ) <u>庄内川木曾川圏域水防災協議会</u> 水防法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「水防災意識社会」の再構築を目的に、県や流域市町村、その他の構成員は、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動に取り組む。</p> <p>ク 洪水浸水想定区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を行う河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p> <p>ケ、コ （略）</p> <p>サ 浸水想定区域における措置 (ア) 市地域防災計画に定める事項 （略） a～c （略） d 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 <u>（ただし、(c)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。</u></p> <p>e （略） (イ) （略）</p>	<p>合した形で、「土岐川・庄内川の水害から命を守る会議」が運用されているため</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>シ 地下街等の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(ア) 計画の策定 単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>(エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。 <u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ス 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>シ 地下街等の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(ア) 計画の策定 単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時又は雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、<u>市への報告及び公表。</u></p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>(エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該地下街における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該地下街の管理者等を、連携して支援するよう努める。</p> <p>(オ) <u>市長の助言・勧告</u> 市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>ス 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) <u>市長の助言・勧告</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考				
			市長は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、必要な助言又は勧告をすることができる。					
72	2	<p>第3節 防災対策施設の整備</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所等の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定福祉避難所</p> <p>要配慮者の避難所として次の施設を指定し、安全確保等の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定福祉避難所</td> <td>(略)、<u>勤労福祉会館</u></td> </tr> </table> <p>(注) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者の受入を優先する。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) 指定避難所の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難等に備え付け、即時に利用できる整備に努めるものとする。</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備</u>等</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>エ～ク (略)</p>	指定福祉避難所	(略)、 <u>勤労福祉会館</u>	<p>第3節 防災対策施設の整備</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所等の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定福祉避難所</p> <p>要配慮者を受け入れるための避難所として次の施設を指定し、安全確保等の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定福祉避難所</td> <td>(略)、<u>グリーンパレス春日井</u></td> </tr> </table> <p>(注) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者を受入。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) 指定避難所の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難等に備え付け、即時に利用できる整備に努めるものとする。</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p> <p>(ウ) バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u>等</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 避難所の運営管理体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>オ～ケ (略)</p>	指定福祉避難所	(略)、 <u>グリーンパレス春日井</u>	<p>表記の整理</p> <p>施設名称の変更に伴う修正表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
指定福祉避難所	(略)、 <u>勤労福祉会館</u>							
指定福祉避難所	(略)、 <u>グリーンパレス春日井</u>							
77	3	第4節 ライフライン施設	第4節 ライフライン施設					

頁	行	修正前	修正後	備考																		
		<p>(略)</p> <p>また、市及び県は、<u>停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u></p> <p><u>さらに、</u>県、電気事業者及び通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。</p> <p>4 下水道</p> <p>(4) 協定の締結</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>また、市は、<u>倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、電気事業者、通信事業者と協定を締結し、早期復旧のための協力体制を整備している。</u></p> <p><u>あわせて、</u>県、電気事業者及び通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。</p> <p>4 下水道</p> <p>(4) 協定の締結</p> <p>(略)</p> <p><u>資料 「様式・資料集」災害時における相互連携に関する協定(資料5-27)</u></p>	協定の締結による修正																		
84	8	<p>第6章 企業防災の促進</p> <p>第2節</p> <p>1 企業の取組</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 洪水及び雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置については、避難確保・浸水防止計画の作成やそれに基づく、訓練の実施などの措置をとらなければならない。</u></p>	<p>第6章 企業防災の促進</p> <p>第2節</p> <p>1 企業の取組</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	内容の重複のため削除																		
86	22	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動組織</p> <p>第1節 活動組織の設置</p> <p>2 災害警戒本部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織及び人員</p> <p>ア (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>人数</th> <th>構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動態勢</td> <td>2名</td> <td><u>初動当番者(指定10課^{*1}を除く庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定)</u></td> </tr> <tr> <td>第1次態</td> <td>6名</td> <td>1次当番者</td> </tr> </tbody> </table>	態勢	人数	構成	初動態勢	2名	<u>初動当番者(指定10課^{*1}を除く庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定)</u>	第1次態	6名	1次当番者	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動組織</p> <p>第1節 活動組織の設置</p> <p>2 災害警戒本部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織及び人員</p> <p>ア (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>人数</th> <th>構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>第1次態</td> <td>3名</td> <td>1次当番者</td> </tr> </tbody> </table>	態勢	人数	構成	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	第1次態	3名	1次当番者	態勢の変更に伴う修正
態勢	人数	構成																				
初動態勢	2名	<u>初動当番者(指定10課^{*1}を除く庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定)</u>																				
第1次態	6名	1次当番者																				
態勢	人数	構成																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																				
第1次態	3名	1次当番者																				

頁	行	修正前				修正後				備考	
		勢		(初動当番者2名に加え、指定10課 ^{※1} の管理職2名及び指定10課 ^{※1} を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定)		勢		(指定10課 ^{※1} の管理職1名及び指定10課 ^{※1} を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定)		態勢の変更に伴う修正	
		第2次態勢	12名	2次当番者 (1次当番者6名に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定)		第2次態勢	9名	2次当番者 (1次当番者3名に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定)			
		3、4 (略) 5 配備態勢等 (1) 配備態勢 (略)				3、4 (略) 5 配備態勢 (1) 配備態勢 (略)				配備要員の変更に伴う修正	
		本部 配備 態 勢				本部 配備 態 勢					
		種別		配備基準	配備要員	種別		配備基準	配備要員		主な活動内容
		警戒本部	初動態勢	(略)	(略)	(略)	(削除)	(略)	(略)		(略)
			第1次態勢				第1次態勢				
			第2次態勢				第2次態勢				

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考		
		対策本部	初動態勢	(略)	1、2 (略) (追加)	1～4 (略) 5 避難所の開設	対策本部	初動態勢	(略)	1、2 (略) 3 <u>道路課は管理職を含む3分の2の職員</u> 4 <u>公園緑地課、施設管理課、都市整備課の各課は、全職員の半数</u> 5 <u>都市政策課、住宅政策課、ニュータウン創生課、建築指導課は、管理職(課長を除く)及び主査職の半数</u> 6、7 (略) 8 <u>総務班(総務課)、動員部は、管理職・別に指示する職員1名</u> 9 <u>情報管理部(広報広聴課)は、課長、管理職(課長を除く)1名、指定職員1名</u> 10～17 (略) 18 <u>消防補助員本部補助班のうち当番1分隊</u> 19 (略)	1～4 (略) 5 避難所の開設準備	
			3 <u>技術部のうち道路課、公園緑地課、施設管理課、都市整備課の各課は、全職員の半数</u> (追加)	4、5 (略)	6 <u>総務班(総務課)、動員部、情報管理部(広報広聴課)は、管理職・別に指示する職員1名</u> (追加)	7～14 (略) (追加)		15 (略)				

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
96	7	第1次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) (追加) 3 技術部のうち道 路課、公園緑地課、 施設管理課、都市整 備課の各課は、全職 員の半数 (追加) 4～10 (略) (追加) 11 その他の消防補 助員は、状況により 招集	(略)	第1次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は管理職 を含む3分の2の 職員 4 公園緑地課、施設 管理課、都市整備課 の各課は、全職員の 半数 5 都市政策課、住宅 政策課、ニュータウ ン創生課、建築指導 課は、管理職(課長 を除く)及び主査職 の半数 6～12 (略) 13 消防補助員本部 補助班のうち当番 1分隊 14 その他の消防補 助員は、状況により 招集	(略)	春日井市災害
		第2次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) (追加) 3～7 (略) (追加) 8 (略)		第2次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は管理職 を含む3分の2の 職員 4～8 (略) 9 消防補助員本部 補助班のうち当番 1分隊 10 (略)		
		第2節 広域応援等の要請及び受入れ 災害時において、市の体制のみでは災害応急対策を円滑に実施				第2節 広域応援等の要請及び受入れ 春日井市災害時受援計画を踏まえ、春日井市で震度6強以上の				

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																
		<p>できないと認められるときは、速やかに他の地方自治体及び関係機関の応援を要請する。</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防災行政無線電話</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>総務部 災害対策室</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>総務部 防災安全課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和3年度は、<u>岸和田市</u>が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部局 Cブロック代表市 <u>岸和田市</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">担当課</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村	担当部課名	住所	連絡先	電話	FAX					防災行政無線電話	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	尾張旭市	総務部 災害対策室	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	豊山町	総務部 防災安全課	(略)	(略)	(略)	担当課	住所	連絡先	電話	FAX					<p>揺れを観測した場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合には、速やかに他の地方自治体及び関係機関の応援を要請する。</p> <p>なお、要件を満たさない自然災害が発生した場合においても、<u>国や県の応援の状況を踏まえつつ、応援の受入れ体制を構築する必要が生じる可能性があることに留意する。</u></p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防災行政無線電話</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>総務部 危機管理課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>企画調整部 防災安全課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和4年度は、<u>加古川市</u>が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部局 Cブロック代表市 <u>加古川市</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">担当課</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村	担当部課名	住所	連絡先	電話	FAX					防災行政無線電話	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	尾張旭市	総務部 危機管理課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	豊山町	企画調整部 防災安全課	(略)	(略)	(略)	担当課	住所	連絡先	電話	FAX					<p>時受援計画の策定に伴う修正</p> <p>名称変更による修正</p> <p>代表市変更による修正</p>
市町村	担当部課名	住所					連絡先	電話																																																																												
			FAX																																																																																	
				防災行政無線電話																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																
尾張旭市	総務部 災害対策室	(略)	(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																
豊山町	総務部 防災安全課	(略)	(略)	(略)																																																																																
担当課	住所	連絡先	電話																																																																																	
			FAX																																																																																	
市町村	担当部課名	住所	連絡先	電話																																																																																
				FAX																																																																																
				防災行政無線電話																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																
尾張旭市	総務部 危機管理課	(略)	(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																
豊山町	企画調整部 防災安全課	(略)	(略)	(略)																																																																																
担当課	住所	連絡先	電話																																																																																	
			FAX																																																																																	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																												
		<table border="1"> <tr> <td>危機管理部</td> <td>大阪府岸和田市岸城町 7</td> <td>072-423-9437</td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>番 1 号</td> <td>072-423-6933</td> </tr> </table> <p>4、5 (略)</p> <p>6 他の地方自治体等 その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、<u>人材は動員部、物資は物資供給部において</u>関係する各部と調整をとり、受入体制を整える。</p>	危機管理部	大阪府岸和田市岸城町 7	072-423-9437	危機管理課	番 1 号	072-423-6933	<table border="1"> <tr> <td>防 災 部</td> <td>兵庫県加古川市加古川町</td> <td>079-427-9717</td> </tr> <tr> <td>防災対策課</td> <td>北在家 2000 番地</td> <td>079-427-3623</td> </tr> </table> <p>4、5 (略)</p> <p>6 他の地方自治体等 その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、<u>本部事務局総務班が窓口となり、</u>関係する各部と調整をとり、受入体制を整える。</p>	防 災 部	兵庫県加古川市加古川町	079-427-9717	防災対策課	北在家 2000 番地	079-427-3623	表記の整理																
危機管理部	大阪府岸和田市岸城町 7	072-423-9437																														
危機管理課	番 1 号	072-423-6933																														
防 災 部	兵庫県加古川市加古川町	079-427-9717																														
防災対策課	北在家 2000 番地	079-427-3623																														
104	20	<p>第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ</p> <p>2 救援活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の救援</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>炊飯及び給水を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 派遣部隊の受入れ (1)～(4) (略) 資料 「様式・資料集」(略) <u>着陸帯設定時における留意事項</u> <u>(資料6－8)</u></p>	項目	内容	(略)	(略)	避難の救援	(略)	(略)	(略)	炊飯及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯及び給水を実施する。</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	<p>第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ</p> <p>2 救援活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食及び給水を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>入浴支援</td> <td><u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 派遣部隊の受入れ (1)～(4) (略) 資料 「様式・資料集」(略) <u>(削除)</u></p>	項目	内容	(略)	(略)	避難の援助	(略)	(略)	(略)	給食及び給水	被災者に対し、 <u>給食及び給水を実施する。</u>	入浴支援	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
項目	内容																															
(略)	(略)																															
避難の救援	(略)																															
(略)	(略)																															
炊飯及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯及び給水を実施する。</u>																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																															
(略)	(略)																															
項目	内容																															
(略)	(略)																															
避難の援助	(略)																															
(略)	(略)																															
給食及び給水	被災者に対し、 <u>給食及び給水を実施する。</u>																															
入浴支援	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>																															
(略)	(略)																															
108	28	<p>第2章 情報の収集及び伝達</p> <p>第1節 通信連絡体制</p> <p>3 通信の運用 (1)、(2) (略) (3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>(略) 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所</td> </tr> </table> <p>4 非常通信 (1) 非常通信の依頼 (略)</p>	機関名	(略) 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所	<p>第2章 情報の収集及び伝達</p> <p>第1節 通信連絡体制</p> <p>3 通信の運用 (1)、(2) (略) (3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>(略) 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所</td> </tr> </table> <p>4 非常通信 (1) 非常通信の依頼 (略)</p>	機関名	(略) 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所	表記の整理																								
機関名	(略) 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所																															
機関名	(略) 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所																															

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>県災害対策本部へ通じる非常通信ルート</p>	<p>県災害対策本部へ通じる非常通信ルート</p>	<p>表記の整理</p>
110	10	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達 1 気象情報 (1) 情報伝達系統 (略)</p>	<p>第2節 気象情報等の収集及び伝達 1 気象情報 (1) 情報伝達系統 (略)</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考																												
		<p>(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準 ア (略) イ 警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>(略) { (浸水害) 表面雨量指数 22 } { (土砂災害) 土壌雨量指数が <u>138</u> を超えると予想されるとき }</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ 注意報</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	(略)	(略)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	(略) { (浸水害) 表面雨量指数 22 } { (土砂災害) 土壌雨量指数が <u>138</u> を超えると予想されるとき }	ウ 注意報		種類	発表基準	(略)	(略)	大雨注意報	(略)	<p>(2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準 ア (略) イ 警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 (浸水害) (土砂災害)</td> <td>(略) { (浸水害) 表面雨量指数 22 } { (土砂災害) 土壌雨量指数が <u>148</u> を超えると予想されるとき }</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ 注意報</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	(略)	(略)	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	(略) { (浸水害) 表面雨量指数 22 } { (土砂災害) 土壌雨量指数が <u>148</u> を超えると予想されるとき }	ウ 注意報		種類	発表基準	(略)	(略)	大雨注意報	(略)	<p>表記の整理</p> <p>基準変更に伴う修正</p>
種類	発表基準																															
(略)	(略)																															
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	(略) { (浸水害) 表面雨量指数 22 } { (土砂災害) 土壌雨量指数が <u>138</u> を超えると予想されるとき }																															
ウ 注意報																																
種類	発表基準																															
(略)	(略)																															
大雨注意報	(略)																															
種類	発表基準																															
(略)	(略)																															
大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	(略) { (浸水害) 表面雨量指数 22 } { (土砂災害) 土壌雨量指数が <u>148</u> を超えると予想されるとき }																															
ウ 注意報																																
種類	発表基準																															
(略)	(略)																															
大雨注意報	(略)																															

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(警戒レベル2) [表面雨量指数 12 土壌雨量指数が <u>97</u> を超えると予想されるとき]</p> <p>(略) (略)</p> <p>エ 情報</p> <p>情報 1、2 (略) <u>(追加)</u></p> <p>オ 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害]) (略) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p>	<p>(警戒レベル2) [表面雨量指数 12 土壌雨量指数が <u>100</u> を超えると予想されるとき]</p> <p>(略) (略)</p> <p>エ 情報</p> <p>情報 1、2 (略) <u>3 解析雨量 (5 km メッシュ) において前3時間積算降水量が 100mm 以上の分布域の面積が 500 km² 以上の場合 (顕著な大雨に関する気象情報)</u></p> <p>オ 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害]) (略) 土砂災害警戒情報の伝達系統</p>	<p>防災気象情報の追加</p> <p>表記の整理</p>
		2 水防情報	2 水防情報	

頁	行	修正前	修正後	備考																																																		
		<p>(3) 情報収集・伝達項目</p> <table border="1"> <tr> <th>収集・伝達の対象となる被害等</th> <th>伝達内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 建物の被災調査</p> <p>(1) 実地調査 情報管理部収集整理班は調査班を編成し、<u>全棟被災地域において被害調査を実施し、建物の被害認定を行う。</u> なお、実地調査に当たっては、<u>人的被害・住家等被害調査票</u>（第15号様式）を使用し、被災者台帳として保存する。</p> <p>3 県への報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の対象となる被害、内容等 ア、イ (略) ウ 報告要領は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告を要する場合</th> <th>報告先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">砂防施設被害</td> <td>1 (略)</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>土石流危険渓流において土石流等の土砂流出が発生したとき。</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>土石流危険渓流以外であっても土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。</u></td> </tr> <tr> <td>4 <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>で斜面崩壊が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>5 <u>急傾斜地崩壊危険箇所以外</u>で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったと</td> </tr> </tbody> </table>	収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容	(略)	(略)	人的被害	(略)	行方不明者	(略)	(略)	(略)	区分	報告を要する場合	報告先	(略)	(略)	(略)	砂防施設被害	1 (略)	(略)	2 <u>土石流危険渓流において土石流等の土砂流出が発生したとき。</u>	3 <u>土石流危険渓流以外であっても土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。</u>	4 <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> で斜面崩壊が発生したとき。	5 <u>急傾斜地崩壊危険箇所以外</u> で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったと	<p>(3) 情報収集・伝達項目</p> <table border="1"> <tr> <th>収集・伝達の対象となる被害等</th> <th>伝達内容</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>安否不明者・行方不明者</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 建物の被災調査</p> <p>(1) 実地調査 情報管理部収集整理班は調査班を編成し、被災地域において被害調査を実施する。 なお、実地調査に当たっては、<u>被害状況調査票</u>（第15号の2様式）を使用し、被災者台帳を作成し保存する。</p> <p>3 県への報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の対象となる被害、内容等 ア、イ (略) ウ 報告要領は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報告を要する場合</th> <th>報告先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">砂防施設被害</td> <td>1 (略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>土石流等の土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 <u>斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容	(略)	(略)	人的被害	(略)	<u>安否不明者・行方不明者</u>	(略)	(略)	(略)	区分	報告を要する場合	報告先	(略)	(略)	(略)	砂防施設被害	1 (略)	(略)	<u>(削除)</u>	2 <u>土石流等の土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。</u>		<u>(削除)</u>			3 <u>斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。</u>		<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容																																																					
(略)	(略)																																																					
人的被害	(略)																																																					
	行方不明者																																																					
	(略)																																																					
(略)	(略)																																																					
区分	報告を要する場合	報告先																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
砂防施設被害	1 (略)	(略)																																																				
	2 <u>土石流危険渓流において土石流等の土砂流出が発生したとき。</u>																																																					
	3 <u>土石流危険渓流以外であっても土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。</u>																																																					
	4 <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> で斜面崩壊が発生したとき。																																																					
	5 <u>急傾斜地崩壊危険箇所以外</u> で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったと																																																					
収集・伝達の対象となる被害等	伝達内容																																																					
(略)	(略)																																																					
人的被害	(略)																																																					
	<u>安否不明者・行方不明者</u>																																																					
	(略)																																																					
(略)	(略)																																																					
区分	報告を要する場合	報告先																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
砂防施設被害	1 (略)	(略)																																																				
	<u>(削除)</u>																																																					
	2 <u>土石流等の土砂流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。</u>																																																					
	<u>(削除)</u>																																																					
	3 <u>斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。</u>																																																					

頁	行	修正前	修正後	備考												
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>き。 6 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>4 (略)</p> <p>5 重要な災害情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 安否情報 (略)</p> <p>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災市民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。 <u>(追加)</u></p>		き。 6 (略)		(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>4 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>4 (略)</p> <p>5 重要な災害情報の収集及び伝達 (1)、(2) (略) (3) 安否情報 (略)</p> <p>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災市民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。 <u>また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県の定める公表方針に基づき、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p>		4 (略)		(略)	(略)	(略)	愛知県による災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針の策定に伴う修正
	き。 6 (略)															
(略)	(略)	(略)														
	4 (略)															
(略)	(略)	(略)														
131	3	<p>第4節 市民への広報及び相談窓口</p> <p>4 広報の手段 (1) (略) (2) マスメディア ア 災害情報の報道要請 災害情報の報道は、情報管理部でとりまとめ、本部事務局へ報告するとともに、<u>広報担当者が報道機関へ要請する。</u> イ 災害情報の提供 情報管理部<u>広報担当者</u>は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 各種相談窓口の開設 市は、<u>混乱が終息したときは</u>、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて<u>特別相談窓</u></p>	<p>第4節 市民への広報及び相談窓口</p> <p>4 広報の手段 (1) (略) (2) マスメディア ア 災害情報の報道要請 災害情報の報道は、情報管理部<u>広報伝達班</u>でとりまとめ、本部事務局へ報告するとともに、報道機関へ要請する。</p> <p>イ 災害情報の提供 情報管理部<u>広報伝達班</u>は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 各種相談窓口の開設 市は、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて<u>総合相談窓口</u>を開設する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>												

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
134	8	<p>口を開設する。</p> <p>第3章 消防・救助活動</p> <p>第1節 消防活動</p> <p>2 異常時の消防活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防巡視</p> <p>消防署及び消防署各出張所は、春日井市内の地域における雨量が次の一定の基準に達したとき又は災害の発生のおそれがあるときは、通信指令室からの一斉指令により、危険箇所及び危険区域の巡視を行う。</p> <p>3 危険物施設等応急対策</p> <p>(1) 消防公安部及び関係機関</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 災害の規模状況を判断し、必要に応じて周辺住民に対する避難の勧告又は指示を行い、消防相互応援協定に基づく近隣市町及び知事に対し応援を要請する。</p> <p>4 航空機事故による災害対策</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5-43)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 林野火災対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の措置</p> <p>シ 空中消火活動の必要があると認められる場合は、<u>県</u>に対して<u>県防災ヘリコプター支援協定</u>に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。</p>	<p>第3章 消防・救助活動</p> <p>第1節 消防活動</p> <p>2 異常時の消防活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防巡視</p> <p>消防署及び消防署各出張所は、春日井市内の地域における雨量が次の一定の基準に達したとき又は災害の発生のおそれがあるときは、通信指令室からの一斉指令により、<u>水防危険</u>箇所及び危険区域の巡視を行う。</p> <p>3 危険物施設等応急対策</p> <p>(1) 消防公安部及び関係機関</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 災害の規模状況を判断し、必要に応じて周辺住民に対する避難の指示を行い、消防相互応援協定に基づく近隣市町及び知事に対し応援を要請する。</p> <p>4 航空機事故による災害対策</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定(資料5-54)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 林野火災対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の措置</p> <p>シ 空中消火活動の必要があると認められる場合は、<u>名古屋</u>市に対して<u>愛知県</u>における航空機を用いた市町村等の消防支援協定に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
146	2	<p>第2節 救助活動</p> <p>風水害等の災害に伴う人命救助及び行方不明者の捜索活動は、消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携して活動体制</p>	<p>第2節 救助活動</p> <p>風水害等の災害に伴う人命救助及び<u>安否不明者・行方不明者</u>の捜索活動は、消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>を確立し、可能な限り早期に開始する。</p> <p>2 行方不明者の搜索活動</p> <p>(1) 行方不明者の存否確認</p> <p>ア 市は、警察、地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。</p> <p>イ 行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関への収容状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。</p> <p>ウ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。</p> <p>(2) 行方不明者の搜索</p> <p>ア 市は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て、行方不明者の搜索を実施する。</p> <p>イ 市は、避難所等に行方不明者の搜索情報を提供し、関係情報の入手に努める。</p> <p>ウ 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から概ね10日間とし、なお搜索を必要とするときは、本部長の指示により実施する。</p> <p>エ 救出作業中又は行方不明者搜索中に発見された遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医）に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。</p>	<p>して活動体制を確立し、可能な限り早期に開始する。</p> <p>2 <u>安否不明者</u>・行方不明者の搜索活動</p> <p>(1) <u>安否不明者</u>・行方不明者の存否確認</p> <p>ア 市は、警察、地域住民等の協力を得て、<u>安否不明者</u>・行方不明者の存否を確認する。</p> <p>イ <u>安否不明者</u>・行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関への収容状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。</p> <p>ウ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で<u>安否不明</u>・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、<u>安否不明者</u>・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。</p> <p>(2) <u>安否不明者</u>・行方不明者の搜索</p> <p>ア 市は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て、<u>安否不明者</u>・行方不明者の搜索を実施する。</p> <p>イ 市は、避難所等に<u>安否不明者</u>・行方不明者の搜索情報を提供し、関係情報の入手に努める。</p> <p>ウ <u>安否不明者</u>・行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から概ね3日間とし、なお搜索を必要とするときは、本部長の指示により実施する。</p> <p>エ 救出作業中又は<u>安否不明者</u>・行方不明者搜索中に発見された遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医）に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害救助法の規定に則した修正</p>
147	23	<p>第3節 広域応援の要請</p> <p>2 知事への応援要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県防災ヘリコプター応援要請</u></p> <p>災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、知</p>	<p>第3節 広域応援の要請</p> <p>2 知事等への応援要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>名古屋市消防航空隊支援要請</u></p> <p>災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、<u>名</u></p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																																
		<p>事に対して<u>防災航空隊防災ヘリコプター</u>の出動を要請する。</p> <p>ア 応援要請をするときは、あらかじめ<u>防災安全局消防保安課防災航空グループ</u>に電話等により必要な速報を行ってから、<u>緊急出動要請書</u>を知事に提出する。</p> <p>イ 緊急時応援要請連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td><u>防災安全局消防保安課</u> <u>防災航空グループ</u></td> <td>電話 <u>0568-29-3121</u> FAX <u>0568-29-3123</u> <u>防災行政無線 8200-31、32</u> <u>防災行政無線 FAX 8200-11</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </table> <p>資料 「様式・資料集」<u>愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領 (資料6-6)</u> <u>防災ヘリコプター緊急運航基準 (資料6-7)</u> <u>着陸帯設定時における留意事項 (資料6-8)</u></p> <p>3 緊急消防援助隊等 (略) 消防公安部は、「春日井市緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-47)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>消防相互応援協定 (資料5-48)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-49)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>防災安全局消防保安課</u> <u>防災航空グループ</u>	電話 <u>0568-29-3121</u> FAX <u>0568-29-3123</u> <u>防災行政無線 8200-31、32</u> <u>防災行政無線 FAX 8200-11</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	協定名称		協定機関	1	<u>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-47)</u>	(略)	2	<u>消防相互応援協定 (資料5-48)</u>	(略)	3	<u>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-49)</u>	(略)	<p><u>古屋市消防長</u>に対して<u>名古屋市消防航空隊</u>の出動を要請する。</p> <p>ア 応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防局</u>に電話等により必要な速報を行ってから、<u>航空機隊支援出動要請書</u>を<u>名古屋市消防長</u>に提出する。</p> <p>イ 緊急時応援要請連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td><u>8時45分から17時30分</u> <u>名古屋市消防航空隊</u></td> <td>電話 <u>0568-54-1190</u> FAX <u>0568-28-0721</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>17時30分から8時45分</u> <u>名古屋市防災指令センター</u></td> <td>電話 <u>052-961-0119</u> FAX <u>052-953-0119</u> <u>(削除)</u></td> </tr> </table> <p>3 緊急消防援助隊等 (略) 消防公安部は、「春日井市消防本部受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>消防相互応援協定 (資料5-53)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>8時45分から17時30分</u> <u>名古屋市消防航空隊</u>	電話 <u>0568-54-1190</u> FAX <u>0568-28-0721</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>17時30分から8時45分</u> <u>名古屋市防災指令センター</u>	電話 <u>052-961-0119</u> FAX <u>052-953-0119</u> <u>(削除)</u>	協定名称		協定機関	1	<u>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)</u>	(略)	2	<u>消防相互応援協定 (資料5-53)</u>	(略)	3	<u>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)</u>	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>春日井市消防本部受援計画を策定したことによる修正</p> <p>表記の整理</p>
<u>防災安全局消防保安課</u> <u>防災航空グループ</u>	電話 <u>0568-29-3121</u> FAX <u>0568-29-3123</u> <u>防災行政無線 8200-31、32</u> <u>防災行政無線 FAX 8200-11</u>																																			
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																			
協定名称		協定機関																																		
1	<u>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-47)</u>	(略)																																		
2	<u>消防相互応援協定 (資料5-48)</u>	(略)																																		
3	<u>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-49)</u>	(略)																																		
<u>8時45分から17時30分</u> <u>名古屋市消防航空隊</u>	電話 <u>0568-54-1190</u> FAX <u>0568-28-0721</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>																																			
<u>17時30分から8時45分</u> <u>名古屋市防災指令センター</u>	電話 <u>052-961-0119</u> FAX <u>052-953-0119</u> <u>(削除)</u>																																			
協定名称		協定機関																																		
1	<u>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)</u>	(略)																																		
2	<u>消防相互応援協定 (資料5-53)</u>	(略)																																		
3	<u>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)</u>	(略)																																		

頁	行	修正前	修正後	備考																																
		4 愛知県下高速道路における消防相互 応援協定（資料5-52）	4 愛知県下高速道路における消防相互 応援協定（資料5-57）																																	
150	3	<p>第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白山運動広場</td> <td>(略)</td> <td>1.8ha</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合体育館・温水 プール駐車場</td> <td>(略)</td> <td>0.5ha</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	名称	所在地	面積	摘要	白山運動広場	(略)	1.8ha	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総合体育館・温水 プール駐車場	(略)	0.5ha	(略)	<p>第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白山運動広場</td> <td>(略)</td> <td>1.6ha</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合体育館・温水 プール駐車場</td> <td>(略)</td> <td>2.0ha</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を確保する。</p> <p>また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	名称	所在地	面積	摘要	白山運動広場	(略)	1.6ha	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総合体育館・温水 プール駐車場	(略)	2.0ha	(略)	<p>面積の変更に伴う修正</p> <p>春日井市災害時受援計画策定に伴う修正表記の整理</p>
名称	所在地	面積	摘要																																	
白山運動広場	(略)	1.8ha	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
総合体育館・温水 プール駐車場	(略)	0.5ha	(略)																																	
名称	所在地	面積	摘要																																	
白山運動広場	(略)	1.6ha	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
総合体育館・温水 プール駐車場	(略)	2.0ha	(略)																																	
151	16	<p>第4章 水防活動</p> <p>第1節 水防体制</p> <p>2 水防配備態勢</p> <p>(1) 水防配備態勢の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備態勢</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警戒態勢</td> <td>初動態勢</td> <td>2名（指定10課^{※1}を除く庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定）</td> </tr> <tr> <td>1次当番者</td> <td>6名（初動当番者2名に加え、指定10課^{※1}の管理職2名及び指定10課^{※1}を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）</td> </tr> <tr> <td>2次当番者</td> <td>12名（1次当番者^{※2}に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水防初動態勢</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備態勢		配備時期	警戒態勢	初動態勢	2名（指定10課 ^{※1} を除く庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定）	1次当番者	6名（初動当番者2名に加え、指定10課 ^{※1} の管理職2名及び指定10課 ^{※1} を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）	2次当番者	12名（1次当番者 ^{※2} に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）	水防初動態勢		(略)	<p>第4章 水防活動</p> <p>第1節 水防体制</p> <p>2 水防配備態勢</p> <p>(1) 水防配備態勢の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備態勢</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警戒態勢</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>1次当番者</td> <td>3名（指定10課^{※1}の管理職1名及び指定10課^{※1}を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）</td> </tr> <tr> <td>2次当番者</td> <td>9名（1次当番者^{※2}に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水防初動態勢</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備態勢		配備時期	警戒態勢	(削除)	(削除)	1次当番者	3名（指定10課 ^{※1} の管理職1名及び指定10課 ^{※1} を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）	2次当番者	9名（1次当番者 ^{※2} に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）	水防初動態勢		(略)	<p>態勢の変更に伴う修正</p>						
配備態勢		配備時期																																		
警戒態勢	初動態勢	2名（指定10課 ^{※1} を除く庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定）																																		
	1次当番者	6名（初動当番者2名に加え、指定10課 ^{※1} の管理職2名及び指定10課 ^{※1} を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）																																		
	2次当番者	12名（1次当番者 ^{※2} に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）																																		
水防初動態勢		(略)																																		
配備態勢		配備時期																																		
警戒態勢	(削除)	(削除)																																		
	1次当番者	3名（指定10課 ^{※1} の管理職1名及び指定10課 ^{※1} を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）																																		
	2次当番者	9名（1次当番者 ^{※2} に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）																																		
水防初動態勢		(略)																																		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																		
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・動員部の課は、管理職・<u>主査職</u>の各1名 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防第1次配備態勢</td> <td>(略) ・市民安全課全員、河川排水課及び下水建設課は全員 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防第2次配備態勢</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		・動員部の課は、管理職・ <u>主査職</u> の各1名 (略)		水防第1次配備態勢	(略) ・市民安全課全員、河川排水課及び下水建設課は全員 (略)		水防第2次配備態勢	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・動員部、<u>救護福祉部</u>の課は、管理職及び別に指示する職員<small>の各1名</small> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防第1次<u>非常</u>配備態勢</td> <td>(略) ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防第2次<u>非常</u>配備態勢</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		・動員部、 <u>救護福祉部</u> の課は、管理職及び別に指示する職員 <small>の各1名</small> (略)		水防第1次 <u>非常</u> 配備態勢	(略) ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 (略)		水防第2次 <u>非常</u> 配備態勢	(略)	(略)	<p>態勢の変更に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
	・動員部の課は、管理職・ <u>主査職</u> の各1名 (略)																					
水防第1次配備態勢	(略) ・市民安全課全員、河川排水課及び下水建設課は全員 (略)																					
水防第2次配備態勢	(略)	(略)																				
	・動員部、 <u>救護福祉部</u> の課は、管理職及び別に指示する職員 <small>の各1名</small> (略)																					
水防第1次 <u>非常</u> 配備態勢	(略) ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 (略)																					
水防第2次 <u>非常</u> 配備態勢	(略)	(略)																				
153	22	<p>第2節 水防活動の実施</p> <p>水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市民の生命及び財産を保護するため、関係機関と連携して危険箇所等の監視、警戒、水防作業を実施する。</p>	<p>第2節 水防活動の実施</p> <p>水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市民の生命及び財産を保護するため、関係機関と連携して<u>水防</u>危険箇所等の監視、警戒、水防作業を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>																		
156	8	<p>第5章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p> <p>1 避難情報 (略)</p> <p>洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「<u>屋内安全確保</u>」の措置をとることも可能である。 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 【警戒レベル3】高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 (4)~(14) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 避難所の管理運営 (1)~(5) (略)</p>	<p>第5章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p> <p>1 避難情報 (略)</p> <p>洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「<u>緊急安全確保</u>」の措置をとることも可能である。 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 【警戒レベル3】高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。 (4)~(14) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 避難所の運営管理 (1)~(5) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																		

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を<u>収容者</u>に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」の「<u>避難所利用者の事情に配慮した広報の例</u>」を参考に配慮すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>(9)、(10) (略)</p> <p>(11) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><u>7、8</u> (略) <u>(追加)</u></p>	<p>(6) 常に市の本部と情報連絡を行い、正しい情報を<u>避難者</u>に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「<u>春日井市避難所運営マニュアル</u>」の「<u>避難所利用者の事情に配慮した広報の例</u>」を参考に配慮すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 <u>また、避難者の中にはDVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者名簿等の個人情報の管理を徹底する。</u></p> <p>(9)、(10) (略)</p> <p>(11) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・<u>児童委員</u>、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><u>8、9</u> (略) <u>資料 「様式・資料集」災害時における一時避難施設としての施設利用に関する協定 (資料5-28)</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>協定の締結による追加</p>
165	22	<p>第2節 給水</p> <p>5 広域応援の受入れ 給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、<u>技術部において調整の上、受け入れる。</u></p> <p>6 感染症に対する措置 (略)</p>	<p>第2節 給水</p> <p>5 広域応援の受入れ 給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、<u>本部事務局総務班を窓口として、技術部と調整の上、受け入れを検討する。</u></p> <p>6 感染症に対する措置 (略)</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書（資料5-41） 水道事故等による相互応援協定（資料5-42） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5-43） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5-44） 緊急連絡管の使用に関する変更協定書（資料5-45） 緊急連絡管の使用に関する協定（資料5-46） 災害時における物資調達に関する協定（資料5-63、64、66～68） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-76、77、83、84）</p>	<p>資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書（資料5-46） 水道事故等による相互応援協定（資料5-47） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5-48） 災害時における飲料水の供給に関する協定（資料5-49） 緊急連絡管の使用に関する変更協定書（資料5-50） 緊急連絡管の使用に関する協定（資料5-51） 災害時における物資調達に関する協定（資料5-71、72、74～76） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-83、84、90、91）</p>	表記の整理
167	30	<p>第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア、イ (略) ウ <u>なお</u>、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（<u>政策統括官</u>）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 (2) 炊出しの方法 ア 物資供給部は、関係各部と調整の上、避難所内自治組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。 イ～エ (略) オ 他の団体等からの炊出しの申出については、物資供給部が関係各部と調整の上、<u>実施する</u>。</p>	<p>第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア、イ (略) ウ <u>市長は</u>、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（<u>農政局長</u>）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。 (2) 炊出しの方法 ア 物資供給部は、関係各部と調整の上、避難所運営委員会（<u>食料・物資班</u>）、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。 イ～エ (略) オ <u>応援要請に基づかない他の団体等からの炊出しの申出については、本部事務局総務班を窓口として、物資供給部と調整の上、受け入れを検討する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定 (略) 資料 「様式・資料集」(略) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-63~68) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5-76、77、79、83、84) (略)</p>	<p>カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。</u></p> <p>4 食糧等の調達に関する協定 (略) 資料 「様式・資料集」(略) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-70~76) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5-82、83、85、89、90、92) (略)</p>	表記の整理
170	3	<p>第4節 生活必需品</p> <p>2 調達及び搬送 (1) (略) (2) 調達品 ウ 調達品は、<u>避難所等へ直接搬入することを原則とする。直接搬送が困難なときは、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。</u></p> <p>(3) 救援物資 ア (略) なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される<u>場合があること</u>に留意する。</p> <p>3 供給方法 (1) (略) (2) 避難所等での受入配布については、<u>避難所内自治組織</u>、ボランティア等の協力を得て実施する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 物資の調達に関する協定 (略)</p>	<p>第4節 生活必需品</p> <p>2 調達及び搬送 (1) (略) (2) 調達品 ウ 調達品は、<u>物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送することを原則とする。集約が困難なときは、避難所等へ直接搬送する。</u></p> <p>(3) 救援物資 ア (略) なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による<u>食料、毛布等を始めとする主要8品目</u>の物資輸送が開始されることに留意する。</p> <p>3 供給方法 (1) (略) (2) 避難所等での受入配布については、<u>避難所運営委員会(食料・物資班)</u>、ボランティア等の協力を得て実施する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 物資の調達に関する協定 (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

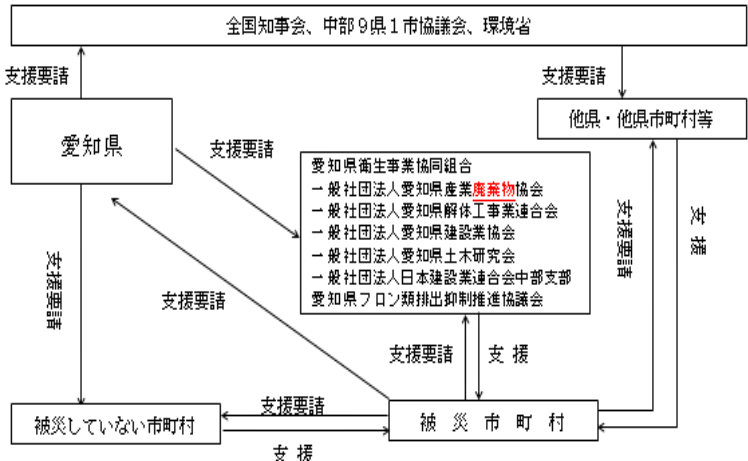
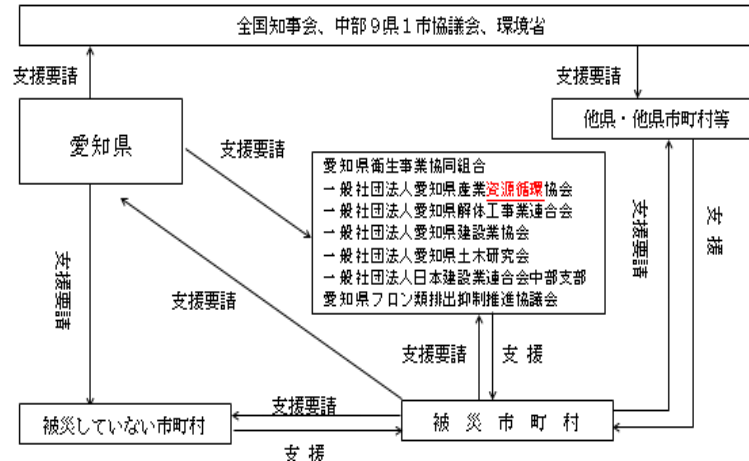
頁	行	修正前	修正後	備考
		資料 「様式・資料集」(略) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-63~69、73) 災害時における支援協力に関する協定(資料5-76~79、83、84) (略)	資料 「様式・資料集」(略) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-71~78、80) 災害時における支援協力に関する協定(資料5-83~86、90、91) (略)	表記の整理
174	7	第5節 医療 4 被災者の健康管理 (1)~(4) (略) 資料 「様式・資料集」 災害医療救護に関する協定(資料5-54) 災害歯科医療救護に関する協定(資料5-55) 災害時における医療品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定(資料5-56) 春日井市と一般社団法人薬剤師医師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書(資料5-57)	第5節 医療 4 被災者の健康管理 (1)~(4) (略) 資料 「様式・資料集」 災害医療救護に関する協定(資料5-60) 災害歯科医療救護に関する協定(資料5-61) 災害時における医療品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定(資料5-62) 春日井市と一般社団法人薬剤師医師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書(資料5-63)	表記の整理
180	28	第8節 遺体の処理 【衛生部】 6 遺体安置所の開設 衛生部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、遺体安置所として開設する。 7 (略) 8 遺体の埋火葬 (1) 死亡届出書の受理、 <u>火葬(埋葬)</u> 許可証の交付 死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、 <u>火葬(埋葬)</u> 許可証を交付する。 (2) (略) (3) 埋火葬 <u>火葬(埋葬)</u> 許可証を確認し、遺体を埋火葬する。火葬は原則として尾張東部聖苑で行うこととする。	第8節 遺体の処理 【市民窓口部】 6 遺体安置所の開設 市民窓口部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、遺体安置所として開設する。 7 (略) 8 遺体の埋火葬 (1) 死亡届出書の受理、 <u>死体火葬</u> 許可証の交付 死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、 <u>死体火葬</u> 許可証を交付する。 (2) (略) (3) 埋火葬 <u>死体火葬</u> 許可証を確認し、遺体を埋火葬する。火葬は原則として尾張東部聖苑で行うこととする。	表記の整理 表記の整理 表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考												
184	30	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 緊急車両の調達等</p> <p>イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 (追加)</td> <td>輸送車両の供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)~(7) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 <u>要配慮者搬送用公用車</u> (資料4-2)</p> <p>災害時における物資調達に関する協定 (資料5-62~67、69、72)</p> <p>災害時における物資等の輸送及び</p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 (追加)	輸送車両の供給	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 緊急車両の調達等</p> <p>イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社</td> <td>輸送車両の供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)~(7) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 <u>要配慮者搬送用公用車</u> (資料4-2)</p> <p><u>災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定</u> (資料5-80)</p> <p><u>災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定</u> (資料5-81)</p> <p><u>災害時における人員輸送に関する協定</u> (資料5-29、30)</p> <p><u>災害時における自動車等の提供に関する協定</u> (資料5-31、33)</p> <p><u>緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領</u> (資料6-4)</p> <p>2 燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 (削除)</p> <p>災害時における物資調達に関する協定 (資料5-70~75、77、79)</p> <p>(削除)</p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社	輸送車両の供給	<p>協定の締結による追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
協定先	協定の内容															
(略)	(略)															
株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 (追加)	輸送車両の供給															
協定先	協定の内容															
(略)	(略)															
株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社	輸送車両の供給															

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p><u>保管場所の確保等に関する協定</u> (資料5-73) <u>災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定</u> (資料5-74) <u>災害時における人員輸送に関する協定</u> (資料5-27、28) <u>災害時における自動車等の提供に関する協定</u> (資料5-29) <u>緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領</u> (資料6-4)</p> <p>3 緊急航空輸送 本部事務局は、緊急を要するときは、知事を通じて<u>県防災航空隊、自衛隊、県警等</u>の航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。</p>	<p>(削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>3 緊急航空輸送 本部事務局は、緊急を要するときは、知事を通じて<u>自衛隊や県警、又は名古屋市消防長を通じて名古屋市消防航空隊等</u>の航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。</p>	
185	29	<p>第10節 帰宅困難者対策 2 徒歩帰宅者への情報提供 (略) また、JR春日井駅においては、<u>市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供するとともに、日本放送協会（NHK）の緊急放送を放映し、利用者に有効な災害情報を提供する。</u></p>	<p>第10節 帰宅困難者対策 2 徒歩帰宅者への情報提供 (略) また、JR春日井駅においては、<u>日本放送協会（NHK）の緊急放送を放映するとともに、JR春日井駅及びJR高蔵寺駅においては、市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供することで、利用者に有効な災害情報を提供する。</u></p>	表記の整理
187	4	<p>第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、要配慮者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。</p> <p>1、2 (略) 3 社会福祉施設等 (1) <u>介護サービスセンター等の社会福祉施設の早期再開を図</u></p>	<p>第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防災組織、民生委員・<u>児童委員等</u>の避難支援者の協力を得つつ、要配慮者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。</p> <p>1、2 (略) 3 社会福祉施設等 (1) <u>社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者、障がい者等に対</u></p>	<p>表記の整理 表記の整理</p>

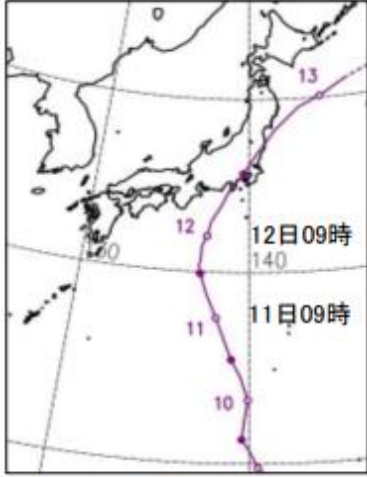
頁	行	修正前	修正後	備考
		り、高齢者、障がい者等に対する支援業務の充実に努める。 4 避難行動要支援者の避難支援 (1)～(3) (略) (4) (略) <u>(追加)</u>	する支援業務の充実に努める。 4 避難行動要支援者の避難支援 (1)～(3) (略) (4) (略) 資料 「様式・資料集」災害時における福祉用具等物資の <u>供給協力に関する協定書</u> <u>(資料5-69)</u>	協定の締結による追加
188	25	第2節 要配慮者への対応 1 児童への対応 <u>(1) 教育委員会等と連携して災害による孤児や遺児の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護などの必要な措置を講ずる。</u> <u>(2) 被災児童のPTSDをはじめとする精神的不安定に対応するため、心のケアを実施する。</u> <u>(注) PTSD (Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害) とは、戦争、犯罪、事故、自然災害等の体験や目撃が契機となり、その事件の数週間から数か月後に不安、孤独、孤立感等の精神症状、頭痛、吐き気等の身体症状を呈するものをいう。阪神・淡路大震災において注目され、その対応については、患者の心のケアの重要性が改めて認識されるようになった。</u> 2～4 (略) <u>(追加)</u>	第2節 要配慮者への対応 1 児童への対応 教育委員会等と連携して災害による孤児や遺児の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護などの必要な措置を講ずる。 <u>(削除)</u> 2～4 (略) 5 <u>PTSDへの対応</u> <u>救護福祉部と連携して、被災者のPTSDをはじめとする精神不安定に対応するため、心のケアを実施する。</u> 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定 (資料5-68)	表記の整理 表記の整理 表記の整理
191	30	第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。	第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ただし、気象条件等を踏まえ、<u>巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u></p> <p>4 市庁舎等の公共施設 (1)、(2) (略) (3) 防災対策施設 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-32、34)</p>	<p>ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先とする。</p> <p>4 市庁舎等の公共施設 (1)、(2) (略) (3) 防災対策施設 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-36、38)</p>	表記の整理
192	28	<p>第2節 ライフライン</p> <p>1 上水道 (1)、(2) (略) (3) 広報 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-37)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 電話 (1) (略) (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社</p>	<p>第2節 ライフライン</p> <p>1 上水道 (1)、(2) (略) (3) 広報 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-41)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 電話 (1) (略) (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
196	20	<p>第8章 交通対策及び災害警備</p> <p>第1節 交通障害物の撤去</p> <p>1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-32)</p> <p>2 路上放置車両等に関する措置 (1) (略) (2) 自衛官及び消防職員の措置 派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災対法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件</p>	<p>第8章 交通対策及び災害警備</p> <p>第1節 交通障害物の撤去</p> <p>1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-40～42)</p> <p>2 路上放置車両等に関する措置 (1) (略) (2) 自衛官及び消防職員の措置 災害派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災対法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p><u>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務の支援等に関する協定 (資料5-45)</u></p>	<p>協定の締結による追加</p>
204	10	<p>第9章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 2 処理体制の確保 (1) (略) (2) 応援・協力要請 ア、イ (略) ウ (略)</p> <p>被災時の支援体制</p>  <p>3 (略) 4 し尿の収集・処理方法 (1)~(3) (略) 資料 「様式・資料集」 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第9章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 2 処理体制の確保 (1) (略) (2) 応援・協力要請 ア、イ (略) ウ (略)</p> <p>被災時の支援体制</p>  <p>3 (略) 4 し尿の収集・処理方法 (1)~(3) (略) 資料 「様式・資料集」 (略) 災害時におけるユニットハウス等</p>	<p>表記の整理</p> <p>協定の締結による修正</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																																										
213	25	<p>済産業局へ調達につき応援を求める。</p> <p>第11章 災害救助法の適用</p> <p>2 救助の種類 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学用品の給与</td> <td>市立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類		実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)		(略)		学用品の給与	市立小・中学校等児童生徒分	(略)		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	(略)		(略)		(略)		<p>き応援を求める。</p> <p>第11章 災害救助法の適用</p> <p>2 救助の種類 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学用品の給与</td> <td>市立学校児童生徒分</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>県立学校、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類		実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)		(略)		学用品の給与	市立学校児童生徒分	(略)		県立学校、私立学校等児童生徒分	(略)		(略)		(略)		表記の整理
救助の種類		実施者																																												
		局地災害の場合	広域災害の場合																																											
(略)		(略)																																												
学用品の給与	市立小・中学校等児童生徒分	(略)																																												
	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	(略)																																												
(略)		(略)																																												
救助の種類		実施者																																												
		局地災害の場合	広域災害の場合																																											
(略)		(略)																																												
学用品の給与	市立学校児童生徒分	(略)																																												
	県立学校、私立学校等児童生徒分	(略)																																												
(略)		(略)																																												
218	8	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>第4節 市税の徴収猶予、減免等 【各所管課、本部事務局部】</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>第4節 市税の徴収猶予、減免等 【各所管課】</p>	表記の整理																																										
220	24	<p>第2章 復興体制</p> <p>3 職員の派遣要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)</p> <p>市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</p>	<p>第2章 復興体制</p> <p>3 職員の派遣要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自治法第252条の17)</p> <p>市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。<u>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p>	対策の追加																																										
228	3	<p>資料3 気候</p> <p>(1) 気温、風速、降雨量等</p>	<p>資料3 気候</p> <p>(1) 気温、風速、降雨量等</p>																																											

頁	行	修正前													修正後													備考	
		年	月	警報	大雨	洪水	暴風	その他	注意報	大雨	洪水	雷	強風	その他	年	月	警報	大雨	洪水	暴風	その他	注意報	大雨	洪水	雷	強風	その他		
		平成27年		6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72	平成28年		11	5	5	0	1	216	33	34	63	9	71	情報の追加	
		28		11	5	5	0	1	216	33	34	69	9	71	29		16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88		
		29		16	9	4	2	1	224	38	20	63	15	88	30		10	4	1	4	1	191	18	7	68	12	86		
		30		10	4	1	4	1	191	18	7	68	12	86	令和元年		1	0	0	1	0	183	23	6	75	15	64		
		令和元年		1	0	0	1	0	183	23	6	75	15	64	令和2年		1	1	0	0	0	159	22	5	66	7	59		
		平成31年	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	令和2年	1	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	3		
		2	0	0	0	0	0	0	10	0	0	2	0	8	2	0	0	0	0	0	11	0	0	2	2	7			
		3	0	0	0	0	0	0	26	0	0	6	4	16	3	0	0	0	0	0	24	0	0	5	2	17			
		4	0	0	0	0	0	0	21	0	0	6	4	11	4	0	0	0	0	0	13	0	0	7	1	5			
		令和元年	5	0	0	0	0	0	14	2	1	6	0	5	5	0	0	0	0	0	13	0	0	5	0	8			
		6	0	0	0	0	0	0	16	4	0	9	0	3	6	0	0	0	0	0	12	1	1	7	0	3			
		7	0	0	0	0	0	0	23	8	2	12	1	0	7	1	1	0	0	0	28	12	3	11	0	2			
		8	0	0	0	0	0	0	20	3	1	15	1	0	8	0	0	0	0	0	20	3	1	15	0	1			
		9	0	0	0	0	0	0	11	1	1	7	0	2	9	0	0	0	0	0	11	5	0	6	0	0			
		10	1	0	0	1	0	0	18	5	1	8	2	2	10	0	0	0	0	0	7	1	0	3	1	2			
		11	0	0	0	0	0	0	11			3	1	7	11	0	0	0	0	0	7	0	0	2	0	5			
		12	0	0	0	0	0	0	7	0	0	1	2	4	12	0	0	0	0	0	8	0	0	1	1	6			
		※ 春日井市を対象に発表された状況 資料：春日井市統計書 令和2年版													※ 春日井市を対象に発表された状況 資料：春日井市統計書 令和3年版														
254	8	資料5 東海地方に影響のあった主な台風 1～38 (略) (追加)													資料5 東海地方に影響のあった主な台風 1～38 (略) 39 令和元年10月11日～13日の令和元年東日本台風(台風第19号) 10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日18時に大型で猛烈な台風となった。台風はその後小笠原近海を北北西に進み、12日には北寄りに進路を変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日に三陸沖に抜けた。 愛知県では12日を中心に強風となり外海では大しけとなった。また、台風周辺の活発な雨雲の影響により大雨となった所														情報の追加

頁	行	修正前	修正後	備考																						
		<p>39 (略)</p> <p>資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和2年修正） 東海地方に影響のあった主な台風（進路図） <u>（追加）</u></p> <p>資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和2年修正）</p>	<p>があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航などの影響があった。</p> <p>40 (略)</p> <p>資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和3年修正） 東海地方に影響のあった主な台風（進路図）</p>  <p>令和元年10月の令和元年東日本台風 (台風第19号)</p> <p>資料：愛知県地域防災計画附属資料（令和3年修正）</p>	情報の追加																						
262	22	<p>資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌 4 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本部事務局 (略)</td> <td>「本部班」 (略)</td> <td>1～8 (略) <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td>「総務班」 (略)</td> <td><u>9、10</u> (略) <u>（追加）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>1～9</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	1～8 (略) <u>（追加）</u>	「総務班」 (略)	<u>9、10</u> (略) <u>（追加）</u>			<u>1～9</u> (略)	<p>資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌 4 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本部事務局 (略)</td> <td>「本部班」 (略)</td> <td>1～8 (略) <u>9 安否不明者・行方不明者の 公表に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>「総務班」 (略)</td> <td><u>10、11</u> (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 <u>受援に係る総合調整に 関すること。</u> <u>2～10</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	1～8 (略) <u>9 安否不明者・行方不明者の 公表に関すること。</u>	「総務班」 (略)	<u>10、11</u> (略)			1 <u>受援に係る総合調整に 関すること。</u> <u>2～10</u> (略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																								
本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	1～8 (略) <u>（追加）</u>																								
	「総務班」 (略)	<u>9、10</u> (略) <u>（追加）</u>																								
		<u>1～9</u> (略)																								
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																								
本部事務局 (略)	「本部班」 (略)	1～8 (略) <u>9 安否不明者・行方不明者の 公表に関すること。</u>																								
	「総務班」 (略)	<u>10、11</u> (略)																								
		1 <u>受援に係る総合調整に 関すること。</u> <u>2～10</u> (略)																								

頁	行	修正前			修正後			備考
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		動員部 (略)	人事課	1、2 (略) 3 消防補助員の招集、活動割振に関する事 こと。 4～7 (略) <u>(追加)</u> 8～9 (略)	動員部 (略)	人事課	1、2 (略) 3 消防補助員 <u>土のう班</u> 、本部補助班の招集、活動割振に関する事 こと。 4～7 (略) 8 <u>人的応援の要請に関する事</u> こと。 9～10 (略)	表記の整理
		情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	1～5 (略) <u>(追加)</u> 6 (略)	情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	1～5 (略) 6 <u>総合相談窓口の設置に関する事</u> こと。 7 (略)	表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
		避難部 (略)	(略)	1 避難所業務に係る指定避難所配備職員派遣に関する事 こと。 (略)	避難部 (略)	(略)	1 避難所業務に係る指定 <u>一般</u> 避難所配備職員派遣招集及び活動割振に関する事 こと。 (略)	表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
		物資供給部 (略)	(略)	<u>(追加)</u> 1～6 (略)	物資供給部 (略)	(略)	1 <u>物的応援の要請に関する事</u> こと。 2～7 (略)	表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
		ボランティア部 (略)	市民活動推進課	<u>(追加)</u> 1～6 (略)	ボランティア部 (略)	市民活動推進課	1 <u>春日井市社会福祉協議会との委託契約の締結に関する事</u> こと。 2～7 (略)	表記の整理

